

川棚町ETOプラン

eco town office

(川棚町役場地球温暖化対策実行計画)

令和2年4月

川 棚 町

目 次

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の対象となる温室効果ガス	2
4 計画の対象となる町の事務及び事業の範囲	2
5 二酸化炭素排出量の現状	2
6 計画の期間及び目標	3
7 具体的取り組み	4
(1) 取組の方針	4
(2) 電気使用量の削減	4
(3) 燃料使用量の削減	5
(4) 省資源の徹底	5
(5) 職員等の意識啓発	6
8 推進体制	7
9 点検・調査の実施	7
10 計画の進捗状況の公表	7
11 その他	7
別 表	8
参 考	9

1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0°C 以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減（二酸化炭素については40%減）とすることが掲げされました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

川棚町においても、節電を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、川棚町役場（教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、農業委員会を含む。以下「全部局」とします。）が地球温暖化防止に向けた取組みを率先して実行することにより町の事務及び事業に関わる温室効果ガスの排出削減を図り、ひいては、町民、事業者等の地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な行動を促進することを目的とします。

3 計画の対象となる温室効果ガス

(1) 温室効果ガスの種類

本計画の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質の内、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

(2) 温室効果ガスの特性

温室効果ガス	人為的発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素	石油や天然ガスなど化石燃料の燃焼 廃棄物などの焼却	1

※地球温暖化係数：地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値

4 計画の対象となる町の事務及び事業の範囲

この計画の対象範囲は、全部局及び別表に掲げる施設で町が管理するものに係る事務及び事業とします。

ただし、公共事業のように民間に委託して行う事業や町有施設の管理一切を民間に委託している事業（施設管理において、通常の管理は委託しているものの、光熱水費などを直接支払っている場合を除く。）は含みません。

5 二酸化炭素排出量の現状（基準年度（平成25年度）の排出量）

項目	使用量(単位)	単位発熱量 (単位)	排出係数 (単位)	CO ₂ 排出量(kg)
電気使用量	3,379,840 (kWh)		0.612 (kg-CO ₂ /kWh)	2,068,462
ガソリン	13,358 (L)	34.6 (MJ/L)	0.0183 (tC/GJ)	31,013
灯油	6,760 (L)	36.7 (MJ/L)	0.0185 (tC/GJ)	16,829
軽油	2,055 (L)	37.7 (MJ/L)	0.0187 (tC/GJ)	5,312
A重油	49,360 (L)	39.1 (MJ/L)	0.0189 (tC/GJ)	133,747
LPG	2,582 (kg)	50.8 (MJ/kg)	0.0161 (tC/GJ)	7,744
			CO ₂ 排出量合計	2,263,107

※電気以外のCO₂排出量につきましては、下記の式で算出されています。

$$(\text{使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}) \times 44 / 12$$

CO₂の分子量 = 44 Cの分子量 = 12

電気のCO₂排出量につきましては、使用量 × 排出係数で算出されます。

6 計画の期間及び目標

(1) 計画の目標年度及び基準年度

本計画の期間は令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とします。

また、平成25年度を基準年度とします。

(2) 二酸化炭素の排出削減目標

①県内の状況

長崎県が平成31年3月に公表した長崎県内の二酸化炭素排出量は次のとおりです。（基準年度：平成2年度）

長崎県の二酸化炭素排出量 (単位：万トン)

平成2年度	824.7	平成24年度	1062.2
平成19年度	884.8	平成25年度	1020.4
平成20年度	845.0	平成26年度	962.2
平成21年度	822.6	平成27年度	898.1
平成22年度	851.9	平成28年度	847.0
平成23年度	968.9	目標値	714.2

(長崎県環境政策課調べ)

長崎県地球温暖化対策実行計画では、令和2年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を平成2年度比で、13.4%削減するとされています。

また、県庁エコオフィスプランでは、二酸化炭素排出量を平成25年度比22.4%を削減するとされています。

②削減目標

削減目標量及び削減率、目標年度排出量は次のとおりとします。

項目	摘要	排出量等
基準年度排出量	平成25年度	2,263,107 kg
削減目標量	平成25年度比	▲681,810 kg
削減率	平成25年度比	▲30%
目標年度排出量	令和6年度	1,581,297 kg

※平成25年度を基準年度に設定しておりますが、令和3年度に新庁舎に移転予定であり、ガソリン使用量以外の数値が参考にならなくなる可能性を考慮し、基準年度等の再設定を行います。

7 具体的取り組み

(1) 取組の方針

温室効果ガス排出要因である電気使用量と、ガソリン・灯油・重油等の燃料使用量の削減を重点的に取組みます。

(2) 電気使用量の削減

①省エネ運動の徹底

- a 昼休みは廊下を含めて90%以上消灯します。また、時間外勤務を行う際には、不必要的照明を消灯します。
- b 長時間席を離れる際にはパソコンの電源を切ります。また、各パソコンに省電力モードを設定し、消費電力の低減に努めます。
- c コピー機は余熱機能または省エネ機能を活用します。
- d 照明器具の電球・反射板をこまめに磨き、照明器具の性能保持に努めます。
- e コピー機の集中管理を徹底することにより、台数削減に努めます。
- f 給湯室・トイレ・倉庫等断続的に使用する箇所の照明は、こまめに消灯します。
- g 照明器具に光反射板を取り付け、照度を上げることにより、蛍光灯の本数削減や機器による調光量の調整を行います。
- h 冷暖房は適切な温度（冷房は28度、暖房は19度を基準温度とする。）に設定し、過度とならないような空調管理をします。
- i 冷暖房効率を上げるために、カーテン・ブラインドを活用します。
- j 夏季（5月～10月）の執務時に、原則としてネクタイを着用しないなど軽装を励行します。
- k 冬季（12月～2月）の執務時に、重ね着をするなど暖かい服装を励行します。
- l 電熱機器（電気ポット等）の利用を必要最小限にします。

②省エネルギー設備、機器への更新促進

消費電力の小さい省エネ型の電子機器等やマルチ方式の空調機器など電力消費のより少ない機器等への更新を促進します。

③その他の取り組み

業務効率化による照明やパソコン等電子機器の使用時間を削減します。

(3) 燃料使用量の削減

①エコドライブ推進運動の展開

- a 経済速度（一般道路40km/h、高速道路80km/h程度）により走行します。
- b 急発進急加速や不必要的アイドリング等はしません。
- c タイヤの空気圧調整など定期的な整備を行います。
- d 不必要な荷物を積みっぱなしにしません。
- e 合理的な走行ルートの選択による効率的な運転を実践します。
- f 低燃費車、低排出ガス車を優先的・計画的に使用します。

②低燃費車の導入

公用車を新規に購入する場合、環境基準達成車などの低燃費車を導入します。

③省エネ設備の導入

新たに施設設備を導入する際や、現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

(4) 省資源の徹底

①コピー用紙使用の節減

- a 両面印刷及び不要文書・ミスコピーの裏面利用（コピーやファクシミリ等）を徹底するとともに、府内文書には使用済み用紙の裏面を利用します。
- b ミスコピー防止のため、コピー機使用後は、必ずオールクリアボタンを押し、不用紙が発生しないようにします。
- c 府内LANを活用し、ペーパーレス化を進めます。
- d 会議資料は簡素化と共有化を図り、ページ数や部数を必要最小限とします。
- e 各種資料は共有化を図り、個人所有の資料は必要最小限に止めます。
- f 会議において事前に配布されている資料は配布しません。
- g ファクシミリの送付状を極力省略し、送受信者名等は本文余白を利用します。
- h 府内関係機関相互の文書の送付にあたっては、使用済み封筒を活

用します。

- i 会議においては、原則として封筒を配布しないこととし、配布資料等の量が多い場合はあらかじめ出席者に袋などの持参をお願いします。

②廃棄物の減量化

- a 冊子、パンフレット、ポスター、報告書等の印刷物については、PR効果などを勘案して、発行の必要性の有無、発行回数、発行部数、ページ数を精査し、必要最小限とします。
- b 古封筒を活用します。（再掲）
- c 両面コピーにより紙使用量を削減します。（再掲）
- d 使い捨て容器を使用した製品の購入を控えます。
- e 詰め替え可能な製品（洗剤、文具等）を利用します。
- f 簡易包装製品を選択、購入します。
- g 備品、事務用品等については、修繕等により長期使用を図ります。
- h ファイルは再使用します。
- i パンフレット・ポスター・コピー用紙などの紙ごみは、シュレッダー処理を行い再生原料として利用し、焼却処理量を削減します。

③水道水使用量の削減

- a 水道水圧調整を実施するとともに節水を励行します。
- b 公用車の洗車にあたっての節水を励行します。
- c 流水音発生機や感知式の洗浄弁や自動水洗など、節水に有効な器具の設置を進めます。
- d 水漏れ点検を徹底します。

（5）職員等の意識啓発

- ①各所属や機関においては、取り組みの推進を図るため張り紙を掲示するなど、職員の意識啓発に努めます。
- ②環境に関するシンポジウム・研修会等への職員の参加に対して配慮します。
- ③各部局が実施もしくは関係する環境に関するシンポジウム・研修会・地域活動の情報を各職場へ提供します。
- ④庁舎・施設・学校等の一般利用者や生徒等へ地球温暖化対策への意識啓発を図ります。

8 推進体制

この計画に資する取り組みを効率的、継続的かつ全庁的に推進するため、川棚町役場地球温暖化対策推進委員会を設置します。

川棚町役場地球温暖化対策推進委員会の設置に関し必要な事項等は別に定めます。

9 調査の実施

取り組みの実施状況について必要に応じて各部局に調査を依頼し、計画実行の徹底を図ります。

10 計画の進捗状況の公表

この計画の実施状況等に関する報告を毎年度とりまとめ、翌年度の7月を目途に公表します。

11 その他

この計画に関する事務は、住民福祉課において関係部局の協力の下に行います。

この計画は、令和2年4月1日から施行します。

別 表

施 設 名	備考（所管課等）
役場庁舎別館・第2別館	総務課
消防施設	
川棚駅前広場・利用者駐車場	企画財政課
小串郷駅	
漁港設備	産業振興課
大崎自然公園	
川棚勤労者体育センター	
川棚町中央公園 (運動広場・野球広場・クラブハウス・テニスコート)	建設課
各都市公園	
道路・橋梁・港湾	
川棚町公会堂	
川棚町勤労青少年ホーム	
川棚中央公民館	
川棚町郷土資料館	
川棚町柔剣道場	
川棚中学校	教育委員会
川棚小学校	
石木小学校	
小串小学校	
学校給食センター	
川棚浄水場	
配水池・中継池等給水関係施設	
川棚浄化センター	水道課
各マンホールポンプ	
下組ポンプ場	

※施設の新設・廃止・所管課の変更があった際には、その都度別表の修正を行う。

参 考

◎ 地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸收作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸收作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。